

第98回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2024年6月27日（木曜日）  
午前10時

開催  
場所

富山県高岡市下関町3番1号  
富山銀行本店 2階BOTホール  
(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前通り株主の皆さまにお送りしております。

## 目次

第98回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役2名選任の件	8
第4号議案 監査役2名選任の件	11
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	13
事業報告	14
計算書類	33
連結計算書類	35
監査報告書	37



富山銀行

Bank of Toyama

## 株主の皆さまへ



代表取締役頭取

中沖 雄

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ここに、第98回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

私ども地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少等に加え、海外情勢の影響による資源価格の高騰や急激な円安など、依然として先行き不透明な状況にあります。また、2024年元日に発生した能登半島地震により、私どもの地元は大きな被害を受けました。地震からの復旧・復興の状況と地域経済への影響を注視していく必要があります。

こうした中、当行は2024年度より第7次中期経営計画をスタートさせました。当行のパーパス（存在意義）として、「地域を愛し、お客さまに常に寄り添い続け、最も頼りにされる銀行の実現」を目指してまいります。

また、地域と共に歩む金融機関として、地域経済への資金供給に留まることなく、お客さまのごニーズにあわせた情報提供や多様なサービスの紹介など、「地域商社」として地域社会の課題解決とSDGsの実現に向けて取り組むと共に、被災された皆さまをはじめ地域の皆さまに寄り添いながら復旧・復興支援に全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

### 経営理念

- 健全経営を維持しお客さまから信頼されること
- 地域経済の発展とお客さまのご繁栄を通して社会貢献を図ること
- 創造性、自発性を尊重し明るい企業文化を創ること

証券コード8365  
2024年6月6日

(電子提供措置の開始日2024年5月30日)

株 主 各 位

富山県高岡市下関町3番1号

株 式 会 社 富 山 銀 行

取締役頭取 中 沖 雄

## 第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

[https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabunushi/kabushiki.htm#sec\\_01](https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabunushi/kabushiki.htm#sec_01)



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に「富山銀行」またはコードに「8365」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市下関町3番1号  
富山銀行本店2階BOTホール
3. 株主総会の目的事項

### 報告事項

1. 第98期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第98期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1)当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2)当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

## ② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

## ③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

### 1.事業報告

- ①業務の適正を確保する体制 ②特定完全子会社に関する事項 ③親会社等との間の取引に関する事項
- ④会計参与に関する事項 ⑤その他

### 2.計算書類

- ①株主資本等変動計算書 ②個別注記表

### 3.連結計算書類

- ①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **2024年6月27日(木曜日)午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 郵送による議決権行使



行使期限 **2024年6月26日(水曜日)午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。  
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

## インターネットによる議決権行使



行使期限 **2024年6月26日(水曜日)午後5時20分まで**

パソコンまたはスマートフォンから当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

# インターネットによる議決権行使について

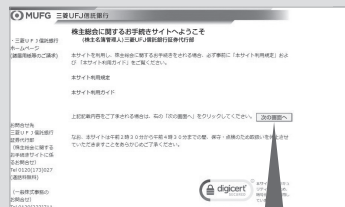
## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

## パソコンによる議決権行使

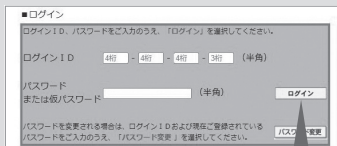
議決権行使ウェブサイトアドレス▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使サイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

### 3

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



## 議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2024年6月26日（水曜日）の午後5時20分まで**に行行使されるようお願いいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第98期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円 総額135,517,225円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第32条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第32条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>③ <u>前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第33条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新 設)</p>	<p>第33条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 岡部一浩氏および佐原和生氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任されます取締役の任期は、当行定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	たかだ きょうすけ <b>高田 恭介</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	社外監査役
2	てらお しんいち <b>寺尾 晋一</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	執行役員

#### (ご参考)

#### 取締役の経験と専門性（スキルマトリックス）

氏 名	経 験	専 門 性								
	企業経営	ガバナンス	マーケティング・営業	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	財務会計	IT/DX	人材育成・ダイバーシティ	サステナビリティ (ESG・SDGs)	その他
中沖 雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
森永 利宏		○		○	○	○				
高田 恭介	○	○				○	○	○		
末武 真吾			○		○					
金田 卓也			○		○			○	○	
寺尾 晋一				○	○					
大澤 眞	○	○			○	○			○	ファミリービジネス
野田 万起子	○	○	○					○	○	地方創生ビジネス

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p>新任</p> <p>たか だ きょう すけ 高 田 恭 介 (1958年11月2日生)</p>	<p>1982年 4月 日本銀行入行 2006年 7月 同行秋田支店長 2010年 7月 同行金融機構局上席考査役 2011年 6月 同行札幌支店長 2013年 1月 名古屋鉄道株式会社事業企画部付部長 2013年 6月 同社取締役鉄道事業本部副本部長 2015年 6月 同社常務取締役CFO（財務部長） 2017年 6月 同社専務取締役CFO兼経営戦略担当 2019年 6月 矢作建設工業株式会社代表取締役副社長 2022年 6月 同社特別顧問（現任） 2023年 6月 当行監査役（現任）</p>	— 株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>日本銀行において秋田支店長や札幌支店長、金融機構局上席考査役など重要ポストを歴任し、同行退職後は名古屋鉄道株式会社、矢作建設工業株式会社において企業経営、財務部門に携わるなど、金融・経営・財務分野における高い見識と豊富な経験を有しております。また、2023年6月から当行監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>てら お しん いち</small> 寺尾 晋一 (1963年4月2日生)	1987年4月 株式会社三菱銀行入行 1996年4月 株式会社東京三菱銀行ニューヨーク支店 2005年12月 東京三菱ウェルスマネジメント証券株式会社 2016年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ウェルスマネジメント戦略部 2017年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 国際事業統括部 2023年1月 当行入行 営業統括部参与 2023年6月 当行執行役員金融商品サービス室担当 2024年1月 当行執行役員リスク統括室担当 (現任)	595株
<p>           &lt;&lt;取締役候補者とした理由&gt;&gt;            株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）、東京三菱ウェルスマネジメント証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社において、海外ディーリング部門、ウェルスマネジメント部門、海外現地法人のリスク等管理部門に携わるなど、金融・リスク管理における高い見識と豊富な経験を有しております。また、2023年6月から当行執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。         </p>			

(注) 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 五十嵐郁夫氏および海下巧氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役 高田恭介氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、当行の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の3人体制（社外監査役2名）とし、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> さ はら かず お 佐 原 和 生 (1962年8月27日生)	1986年4月 当行入行 2006年2月 当行本店営業部次長 2007年10月 当行庄川支店長 2010年2月 当行砺波支店長 2012年10月 当行砺波支店長兼砺波チューリップ支店長 2014年6月 当行監査部長 2017年5月 当行審査部長 2018年6月 当行取締役審査部長（現任）	5,684株
	<<監査役候補者とした理由>> 当行において、営業部門のほか、監査部門、審査部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験を活かすことにより、監査役として取締役の職務執行の監査を的確・公正に遂行でき、当行の経営に貢献できる人物と判断し、監査役候補者としました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>かい げ たくみ</small> 海 下 巧 (1967年4月4日生)	1992年 4月 花王株式会社入社 2004年12月 新日本監査法人入社 2007年 5月 公認会計士登録 2016年 7月 新日本有限責任監査法人退所 2016年10月 海下巧公認会計士事務所開設（現任） 2018年 8月 監査法人彌榮会計社 社員登用 2021年 2月 当行仮監査役 2021年 6月 当行監査役（現任） <重要な兼職の状況> 海下巧公認会計士事務所所長	— 株
<<社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）において、公認会計士として従事し、会計の専門知識や上場企業監査等の豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務・会計の専門知識と高い見識を活かすことにより、当行の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、引き続き社外監査役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 海下巧氏は、社外監査役候補者であります。なお、当行は海下巧氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 海下巧氏の当行社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって3年4か月となります。
4. 当行は、海下巧氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

**第5号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">補欠</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <small>ひ つめ いさむ</small> <b>樋 爪 勇</b> (1946年7月7日生)	1971年4月 弁護士登録（富山県弁護士会） 正力法律事務所入所 1980年2月 樋爪法律事務所開設（現任） （現 樋爪・大原法律事務所） 1988年4月 富山県弁護士会会長 <重要な兼職の状況> 樋爪・大原法律事務所所長	一 株
<<補欠の社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 弁護士として企業法務に携わるなど豊富な経験と専門的知識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を活かすことにより、当行の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、補欠の社外監査役候補者としてしました。		

- (注) 1. 選任の効力は、樋爪勇氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。
2. 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 樋爪勇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 樋爪勇氏が監査役に就任した場合、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出する予定であります。
5. 樋爪勇氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額とする予定であります。

以上

# 第98期事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

#### 金融経済環境

当期の国内経済は、輸出が底堅い動きとなる中、供給制約の緩和を受けて生産も持ち直しの兆しがみられたほか、個人消費も経済活動の正常化により回復を維持していることから、緩やかな回復の動きとなりました。

富山県経済は、持ち直しの動きがみられたものの、2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」の影響により個人消費や生産の一部に弱い動きがみられました。製造業では、医薬品を中心とする化学工業の生産は増加し、一般機械、プラスチック、鉄鋼、アルミニウム、パルプ・紙・紙加工品、繊維業は横ばいに推移しました。製造業以外では情報サービス業が堅調に推移しました。

金融面では、期初から日本銀行による金融緩和政策が維持され、短期金利は0%を下回る水準で推移しましたが、期末にはマイナス金利政策の解除により0%を上回りました。長期金利は、日本銀行による早期の金融政策正常化観測が高まったことや海外の金利上昇圧力の高まりを背景に、一時的に0.9%を超えました。期末のマイナス金利政策の解除後は今後も低金利環境が続くとの見方が強まり0.7%近辺で推移しました。

#### 当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、2019年度よりスタートさせた第6次中期経営計画『「富山銀行 i プロジェクト」“Neo” —未来に向かって—』のもと、重点戦略として掲げた、「ソリューション営業力の強化」「市場運用力の強化」「BPR（業務再構築）の実践」「人間力・組織力の確立」の実現に向けて、全役職員が一致団結して取り組みました。



個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営を基本に、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案してまいりました。2024年1月から新しいNISA制度がスタートすることに伴い、10月より新NISAキャンペーンの開催やお取引先の従業員の方に向けた出張セミナーを行い、個人の資産形成の支援をしてまいりました。さらに、同月より「とやま保険プラザ」の保険相談システムをリニューアルし、AIを活用した保険証券分析により最適なライフプランシミュレーションが可能となり、お客さまのライフサイクルに合わせた家計の見直しやマネープランのご相談に応じました。また、12月にはローソン銀行の「即時口座決済サービス」への参加や「モバイルSuica」「auPAY」等への電子マネーチャージサービスを開始し、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。このほか、お客さまのニーズに合った各種ローン商品の提供、各種セミナーを開催するなど、当行独自の幅広いコンサルティング活動に積極的に取り組んでまいりました。

法人のお客さまには、原材料価格の高騰、円安の進行等の影響を受けたお客さまに対し、資金供給に留まることなく経営改善・事業再生支援、情報提供や各種サービスの提供に積極的に取り組んでまいりました。11月には高岡市と連携し、創業相談から事業の立ち上げまでを共同して伴走支援する「高岡市／富山銀行コンソーシアム※ 創業支援事業」を開始し、1月には起業・創業者支援セミナーを開催しました。（※富山銀行コンソーシアム：株式会社Arinos、株式会社CAMPFIRE、当行の3者で組成された伴走型創業支援体制。）また、デジタル化が急速に進む中で、サイバーセキュリティ診断サービス業者と連携し、お客さまのセキュリティの脆弱性診断及びリスクへの効果的な対策サービスの提供を行い、お客さまのサイバー対策支援に取り組みました。このほか、各種分野で専門性の高い企業との業務提携を通じた情報提供や多様なサービスの提供などを行い、幅広いご相談にお応えする「地域商社」としての機能を強化し、お客さまや地域社会の課題解決に積極的に取り組んでまいりました。

店舗面では、氷見支店を10月に移転新築オープンしました。新店舗では、地元産材の利用促進に向け、応接室に氷見市産の木材を使用しました。また屋上に太陽光発電を設置し、環境配慮型店舗としました。なお、営業拠点数は30拠点、店舗数につきましては異動がなく39か店となっております。

企業の社会的責任（CSR）の取り組みとして、持続可能な地域社会とSDGsの実現に向けた様々な活動を行ってまいりました。SDGsを通じた地域課題解決に取り組む企業を支援するコンテストとして「TOYAMA SDGs AWARD 2023」を開催しました。本企画は、SDGsに資する優れたビジネスプランを表彰することで、地域の新たなビジネスの創出を促進し、地域活性化と地域における雇用増加を目的としております。さらに、地域活性化や特殊詐欺防止に向けた活動として、お笑い芸人（吉本興業株式会社）の吉田サラダとノビ山本による特殊詐欺被害防

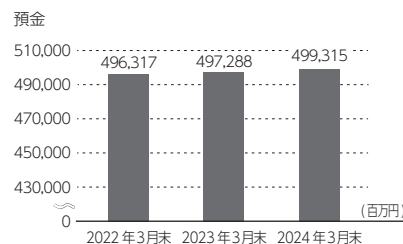
止キャンペーンを氷見警察署の協力を得て開催しました。このほか、引続き大学への寄付講義や小学生向けに「夏休み銀行探検隊」のアトラクションの提供を行うなど、時代を担う子どもたちへの金融教育や夢を育む活動に取り組んだほか、環境保全面では全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取り組んでまいりました。

1月に発生した「令和6年能登半島地震」による被害を受けられたお客さまの相談・要望に応えるため、相談窓口や休日電話相談窓口を設置するとともに、各種融資手数料の免除や地震による被害の早期復旧を支援するため特別融資の取扱いを実施し支援に取り組んでまいりました。また、被災者の皆さまへの支援と、被災地の復旧・復興にお役立ていただくため、日本赤十字社を通じて富山県と石川県へ寄付を行いました。さらに、地震により被災されたパソコンやスマートフォン等のデータ復旧に関し、デジタルデータソリューション株式会社と共催で、無償データ復旧サービス支援を実施しました。このほか、被災地支援を希望する株式会社J Pホールディングスと、地元企業で被災支援活動を行っている三谷産業株式会社を取り次ぐ、災害支援物資の情報仲介を実施しました。

当行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

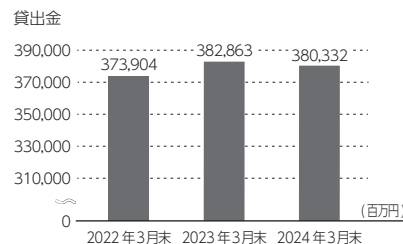
#### ・預金

預金は、個人預金が増加したことから、期中2,027百万円増加して、499,315百万円となりました。



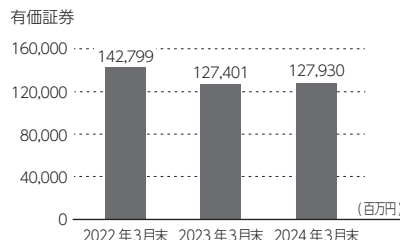
#### ・貸出金

貸出金は、中小企業等貸出金は増加しましたが、期中2,530百万円減少して、380,332百万円となりました。



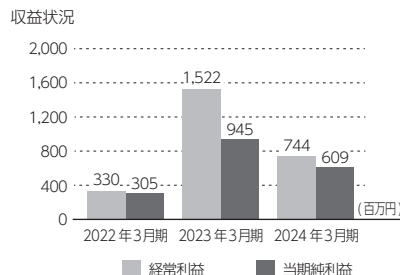
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中529百万円増加して、127,930百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、前期比830百万円減少して8,508百万円となりました。一方、経常費用は、与信費用が減少したこと等から、前期比52百万円減少して7,763百万円となりました。この結果、経常利益は前期比777百万円減少して744百万円となり、これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は前期比335百万円減少して609百万円となりました。



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等による競争の激化、海外情勢の影響による原材料価格の高騰や円安進行等、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、異業種による銀行業務への参入やDXを活用した新たな金融サービス等の進化にも直面しております。

加えて、「令和6年能登半島地震」を受けて、融資などの金融機能による支援や公的助成サポート等、被災者・被災地域の支援や復旧・復興に向けたアクションが重要となっております。

こうした中、当行は、2024年度より5年間に亘る、第7次中期経営計画「Change & Challenge」をスタートさせました。本中期経営計画では、パーパス（存在意義）を新たに制定し、「地域を愛し、お客さまに常に寄り添い続け、最も頼りにされる銀行を実現」することを目指し、前中期経営計画から磨き上げた当行の強みである”傾聴力・誠実さ・機動力”をよりいっそう進化させながら、ステークホルダーの皆さまと共通価値の創造を行ってまいります。パーパスの実現のため、①トップラインおよび課題解決力の強化、②効率経営の追求、③人的資本投資の深化、④強固な経営基盤の確立、⑤IR・ブランディングの浸透を重点戦略に掲げ取り組んでまいります。

当行はこれら重点戦略を着実に遂行し、地域金融機関として、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援や経営改善・事業再生支援等を積極的に行ってまいり

ます。また、SDGsへの取り組みを通じ地域社会の持続的な発展に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまに信頼され必要とされ続ける銀行を目指してまいります。あわせて、ガバナンス体制の強化や法令遵守、資産内容等健全性確保、顧客保護等及び各種リスク管理の体制強化に努めてまいります。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。
- (5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

### サステナビリティについての取り組み等

#### ＜サステナビリティについての取り組み＞

当行のサステナビリティについての取り組みについては、2021年1月に頭取を委員長とする「SDGs推進プロジェクト」を立ち上げ、積極的・能動的に取り組んでおります。また、気候変動のリスク・機会に関する情報開示の充実に努めるため、2022年3月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言に賛同しております。サステナビリティについての取り組みは、事業報告やディスクロージャー誌等で適時、情報を開示しております。

#### ＜人的資本、知的財産への投資等＞

人的資本や知的財産への投資等については、中期経営計画の重点戦略の一つとして、「人的資本投資の深化」を掲げており、「持続可能な人財ポートフォリオの構築」「人財のレベル底上げと多様な専門人財の育成」「働きがいと幸福をより実感できる職場づくり」を目指し、その

実現に向け取り組んでおります。

また、多様な人材が活躍可能な職場環境の整備を図るため、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進にも積極的に取り組んでおります。女性活躍の推進に向けて、総合職の女性人数の数値目標（総合職の女性人数を2025年3月末までに2022年3月末比50%増とする）と男女共に育児休業取得率100%を目標とした「女性活躍推進法に基づく第Ⅲ期行動計画」を策定し、女性が管理者として活躍し能力を最大限発揮できる職場づくりに注力しております。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	486,880	496,317	497,288	499,315
定期性預金	237,900	230,990	220,912	208,011
その他	248,979	265,327	276,376	291,304
貸 出 金	363,900	373,904	382,863	380,332
個人向け	46,785	45,343	44,429	45,215
中小企業向け	203,737	214,618	223,518	230,247
その他	113,377	113,942	114,914	104,869
有 価 証 券	131,932	142,799	127,401	127,930
国 債	36,680	39,065	21,120	19,819
その他	95,251	103,734	106,280	108,111
総 資 産	548,523	566,115	547,761	548,356
内国為替取扱高	1,196,334	1,231,871	1,289,845	1,254,099
外国為替取扱高	60百万ドル	62百万ドル	74百万ドル	39百万ドル
経 常 利 益	955	330	1,522	744
当 期 純 利 益	526	305	945	609
1株当たり当期純利益	96円96銭	56円16銭	174円69銭	112円55銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	9,328	8,462	10,821	10,146
経 常 利 益	1,023	376	1,602	788
親会社株主に帰属する当期純利益	559	333	972	632
包 括 利 益	3,018	△945	△1,795	1,308
純 資 産 額	33,592	32,314	30,255	31,303
総 資 産	552,486	569,865	551,290	552,196

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	333人
平均年齢	42年4月
平均勤続年数	16年10月
平均給与月額	357千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当年度末
高岡市内	8店 うち出張所(一)
富山市内	13店 (一)
金沢市内	1店 (一)
その他の市町村	17店 (一)
合計	39店 (一)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を10か所設置しております。

#### □ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

#### ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

#### ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	451
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
氷見支店	136

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2023年度に支出した金額を上記に記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### □ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市泉町1丁目1番7号	リース業務	百万円 20	% 53.00	—
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市下関町3番1号	信用保証業務	百万円 20	% 40.00	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。



5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(2023年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
中 沖 雄	代表取締役頭取	—	—
岡 部 一 浩	代表取締役専務	—	—
森 永 利 宏	代表取締役常務 総合企画部長	—	—
佐 原 和 生	取締役 審査部長	—	—
末 武 真 吾	取締役 営業統括部長	—	—
金 田 卓 也	取締役 経営管理部長	—	—
大 澤 眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役 株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長	—
野 田 万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役	—
五十嵐 郁 夫	常勤監査役	—	—
海 下 巧	監査役（社外）	海下巧公認会計士事務所所長	—
新 田 洋太郎	監査役（社外）	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長 日本海ガス株式会社代表取締役 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	—
高 田 恭 介	監査役（社外）	—	—

- (注) 1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役海下巧氏、新田洋太郎氏及び高田恭介氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役笹倉茂樹氏及び大村啓三氏は2023年6月29日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
3. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役海下巧氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

#### イ. 決定方針の内容の概要

当行取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標として連結経常利益を掲げ、各事業年度の連結経常利益の値に応じて算出された額を単年度の賞与として月例の固定報酬と合算のうえ支給することとしております。業績指標として、連結経常利益を選定した理由は、当行グループの業績を最も反映し、これを改善することにより、当行グループの経営基盤がより充実すると判断したためです。業績連動報酬の額の算定方法は、前事業年度の業績を踏まえ、役位別に算定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬は、取締役と株主との一層の価値共有を進めるため、社外取締役を除く取締役に對して譲渡制限付の株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容および株式の交付状況は、4. 当行の株式に関する事項に記載のとおりです。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、当該決定を委任された代表取締役頭取も基本的にその答申を尊重しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また譲渡制限付株式報酬は、上記報酬額とは別枠に設定されております。株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において年額20百万円以内（株式数8千株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2021年2月26日開催の取締役会にて代表取締役頭取中沖雄に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は、当行グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役頭取は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。なお、株式報酬については、指名報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

④監査役の報酬

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	8名	96	81	9	5
監査役	6名	18	18	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。  
 3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与21百万円を支払っております。  
 4. 業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に対して賞与を支給しております。  
 5. 非金銭報酬として社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付の株式報酬を支給しております。  
 6. 支給人数及び報酬等には、2023年6月29日付で退任した監査役2名が含まれております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
大澤 眞 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野田 万起子 (社外取締役)	同 上
海下 巧 (社外監査役)	同 上
新田 洋太郎 (社外監査役)	同 上
高田 恭介 (社外監査役)	同 上

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤 眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役、株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役であり、同社との間に特別な関係はありません。
海 下 巧 (社外監査役)	海下巧公認会計士事務所所長であり、同事務所との間に特別な関係はありません。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長、日本海ガス株式会社代表取締役、株式会社日本海ラボ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
高 田 恭 介 (社外監査役)	—

#### (2) 社外役員の主な活動状況

##### ア. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大 澤 眞 (社外取締役)	6年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融・財務分野及び企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	6年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
海 下 巧 (社外監査役)	3年2か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	公認会計士としての財務・会計の専門知識と豊富な経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	2年9か月	当期開催の取締役会12回のうち10回、また、監査役会12回のうち10回出席	企業経営等に関する高い見識と幅広い経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
高 田 恭 介 (社外監査役)	9か月	就任後開催の取締役会10回のうち10回、また、監査役会10回のうち10回出席	企業経営等に関する高い見識と幅広い経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	職務の概要
大澤 眞 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（3回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。
野田 万起子 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（3回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
社外役員	6名	14	14	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 支給人数及び報酬等には、2023年6月29日に退任した社外役員1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	12,000千株
	発行済株式の総数	5,444千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	5,451名
-------------	--------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	233千株	4.31%
株式会社ホクタテ	178	3.29
トナミホールディングス株式会社	161	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	145	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	140	2.59
三協立山株式会社	140	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	129	2.38
富山銀行従業員持株会	119	2.19
日本海ガス絆ホールディングス株式会社	115	2.12
損害保険ジャパン株式会社	100	1.84

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(23千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口4及び信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

### (4) 役員保有株式

当事業年度中に支給した株式報酬の内容は次のとおりです。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であり、金銭報酬総額は年額20百万円以内、交付する当行普通株式は年8千株以内としております。譲渡制限は、払込期日から当行の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をせず、譲渡制限の解除条件は、対象役員が、払込期日の属する年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、当行の取締役の地位に



あったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当行の取締役会が正当と認める理由により当行の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除いたします。なお、当行は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	6名	3千株（当行普通株式）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

**(5) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**5 当行の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田 修 指定有限責任社員 西田裕志	35	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。  
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は35百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 第98期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
現金預け金	33,297	預金	499,315
現金	4,704	当座預金	26,653
預け金	28,593	普通預金	253,942
有価証券	127,930	貯蓄預金	6,919
国債	19,819	通知預金	2,327
地方債	18,162	定期預金	204,201
社債	40,550	定期積金	3,810
株式	13,497	その他の預金	1,461
その他の証券	35,900	コールマネー	11,700
貸出金	380,332	借入金	5,000
割引手形	1,675	借入金	5,000
手形貸付	9,051	その他負債	692
証書貸付	323,454	未払法人税等	35
当座貸越	46,150	未払費用	82
外国為替	599	前受収益	153
外国他店預け	599	給付補てん備金	0
その他資産	823	金融派生商品	1
未収還付法人税等	253	リース債務	10
前払費用	11	資産除去債務	11
未収収益	324	その他の負債	396
その他の資産	233	賞与引当金	115
有形固定資産	8,498	退職給付引当金	477
建物	4,900	睡眠預金払戻損失引当金	10
土地	3,217	偶発損失引当金	106
リース資産	9	再評価に係る繰延税金負債	488
建設仮勘定	1	支払承諾	1,284
その他の有形固定資産	369	負債の部合計	519,192
無形固定資産	349	(純資産の部)	
ソフトウェア	291	資本金	6,730
その他の無形固定資産	57	資本剰余金	5,690
前払年金費用	594	資本準備金	5,690
繰延税金資産	13	利益剰余金	13,418
支払承諾見返	1,284	利益準備金	1,429
貸倒引当金	△5,368	その他利益剰余金	11,989
		別途積立金	10,500
		繰越利益剰余金	1,489
		自己株式	△56
		株主資本合計	25,783
		その他有価証券評価差額金	2,348
		土地再評価差額金	1,031
		評価・換算差額等合計	3,380
		純資産の部合計	29,163
<b>資産の部合計</b>	<b>548,356</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>548,356</b>

第98期 (2023年4月1日から  
2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>8,508</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>5,210</b>	
貸出金利息	3,510	
有価証券利息配当金	1,633	
預け金利息	64	
その他の受入利息	0	
<b>役務取引等収益</b>	<b>1,382</b>	
受入為替手数料	206	
その他の役務収益	1,176	
<b>その他業務収益</b>	<b>13</b>	
外国為替売買益	13	
<b>その他経常収益</b>	<b>1,902</b>	
償却債権取立益	55	
株式等売却益	1,628	
その他の経常収益	218	
<b>経常費用</b>		<b>7,763</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>17</b>	
預金利息	25	
コールマネー利息	△7	
<b>役務取引等費用</b>	<b>353</b>	
支払為替手数料	18	
その他の役務費用	334	
<b>その他業務費用</b>	<b>458</b>	
国債等債券売却損	458	
<b>営業経費</b>	<b>5,188</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>1,746</b>	
貸倒引当金繰入額	1,590	
株式等償却	71	
その他の経常費用	84	
<b>経常利益</b>		<b>744</b>
<b>特別利益</b>	—	—
<b>特別損失</b>		<b>12</b>
固定資産処分損	3	
減損損失	8	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>731</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>86</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>35</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>122</b>
<b>当期純利益</b>		<b>609</b>

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	33,312	預金	498,679
有価証券	127,995	コールマネー及び売渡手形	11,700
貸出金	379,247	借入金	6,573
外国為替	599	その他負債	1,383
リース債権及びリース投資資産	4,058	賞与引当金	117
その他資産	1,471	退職給付に係る負債	472
有形固定資産	8,532	役員退職慰労引当金	3
建物	4,906	睡眠預金払戻損失引当金	10
土地	3,217	偶発損失引当金	106
リース資産	32	繰延税金負債	72
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	488
その他の有形固定資産	374	支払承諾	1,284
無形固定資産	360	負債の部合計	520,892
ソフトウェア	291	(純 資 産 の 部)	
リース資産	10	資本金	6,730
その他の無形固定資産	58	資本剰余金	6,244
退職給付に係る資産	869	利益剰余金	13,922
繰延税金資産	31	自己株式	△56
支払承諾見返	1,284	株主資本合計	26,841
貸倒引当金	△5,565	その他有価証券評価差額金	2,358
		土地再評価差額金	1,031
		退職給付に係る調整累計額	194
		その他の包括利益累計額合計	3,585
		非支配株主持分	877
		純資産の部合計	31,303
資産の部合計	552,196	負債及び純資産の部合計	552,196

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		10,146
<b>資金運用収益</b>	<b>5,201</b>	
貸出金利息	3,502	
有価証券利息配当金	1,633	
預け金利息	64	
その他の受入利息	0	
<b>役務取引等収益</b>	<b>1,406</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,631</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>1,906</b>	
償却債権取立益	55	
その他の経常収益	1,851	
経常費用		9,358
<b>資金調達費用</b>	<b>26</b>	
預金利息	25	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△7	
借入金利息	9	
その他の支払利息	0	
<b>役務取引等費用</b>	<b>344</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>1,947</b>	
<b>営業経費</b>	<b>5,288</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>1,751</b>	
貸倒引当金繰入額	1,586	
その他の経常費用	164	
経常利益		788
特別利益	—	—
特別損失		12
固定資産処分損	3	
減損損失	8	
税金等調整前当期純利益		775
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	35	
法人税等合計		127
当期純利益		648
非支配株主に帰属する当期純利益		15
親会社株主に帰属する当期純利益		632

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 富山銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 富山銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。  
2024年5月10日

株式会社 富山銀行 監査役会

常勤監査役	五十嵐 郁 夫	Ⓔ
監査役	海 下 巧	Ⓔ
監査役	新 田 洋太郎	Ⓔ
監査役	高 田 恭 介	Ⓔ

(注) 監査役海下巧、新田洋太郎及び高田恭介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 第98回定時株主総会会場ご案内図

会場

富山県高岡市下関町3番1号

富山銀行本店 2階BOTホール



## 交通のご案内

あいの風とやま鉄道「高岡駅」 古城公園口(北口) より徒歩 1 分

お車でお越しの株主さまは、市営高岡中央駐車場をご利用ください。  
(市営高岡中央駐車場をご利用された際は無料駐車券をお渡ししますので、会場受付にてお申し出ください。)